鹿児島県後期高齢者医療広域連合用

療養費（はり・きゅう・マッサージ）往療行程表

（　　年　　月分）

日	曜日	療養を受けた者の氏名等 往療先住所（往療距離） 施術時間　※患家への到着時間～次点への出発時間			
		→	→	→	→
		→	→	→	→
		→	→	→	→
		→	→	→	→
		→	→	→	→
		→	→	→	→
		→	→	→	→
		→	→	→	→
		→	→	→	→
		→	→	→	→
		→	→	→	→
		→	→	→	→

患家間で連続しての施術が行えなかった理由

※保険種別番号：（1）．後期高齢者　（2）．国保　（3）．協会けんぽ、共済、組合等

施術者氏名

・往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合にのみ支給できます。介助なく独自歩行での外出・通院等の事実が確認できた場合は返納していただくことがあります。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合用

療養費(はり・きゅう・マッサージ)往療行程表

（令和　元　年　5　月分）

記入例

日	曜日	療養を受けた者の氏名等 往療先住所（往療距離） 施術時間　※患家への到着時間～次点への出発時間				
1	水	施術所 鴨池新町7－4 8:30	→ ①後期花子(1) （0.5Km）真砂町9－15 9:00～9:30	→ ②広域太郎(1) （2.5Km）宇宿3－38 10:00～10:40	→ 施術所 鴨池新町7－4 11:00～13:00	→ ③桜島太郎(2) （6.7Km）玉里団地3－3－2 13:30～14:10
		→ 施術所 鴨池新町7－4 14:30～18:00	→ ④薩摩太郎(3) （4.6Km）希望ヶ丘20－2 18:40～19:30	→	→	
2	木	→	→	→	→	
3	金	→	→	→	→	
		→	→	→	→	
		→	→	→	→	
		→	→	→	→	
		→	→	→	→	
		→	→	→	→	
		→	→	→	→	
		→	→	→	→	
		→	→	→	→	

名前の後ろに保険種別番号を記載すること。

患家間で連続しての施術が行えなかった理由
（例：5/5・5/17→施術所において施術、5/22→書類作成のため等）

※保険種別番号：(1). 後期高齢者　(2). 国保　(3). 協会けんぽ、共済、組合等

施術者氏名

・往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合にのみ支給できます。介助なく独自歩行での外出・通院等の事実が確認できた場合は返納していただくことがあります。